

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

目的	<h4>建築物耐震対策緊急促進事業</h4> <p>大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保</p>	<h4>災害時拠点強靱化緊急促進事業</h4> <p>地震時の帰宅困難者等への対応</p>	<h4>一時避難場所整備緊急促進事業</h4> <p>水害時の避難者への対応</p>
対象建築物・地域	<p>耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等</p> <p>拡充 ※<u>下線部</u>は令和4年度予算における拡充事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 延床面積が1,000㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物）にあっては500㎡）以上 階数要件（原則3階以上）の撤廃 	<p>地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等</p> <p>見直し 補助対象地域の見直し</p> <p>地方公共団体の計画等に定められた以下のいずれかの地域内で実施されるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域 国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域 その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域 	<p>地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等</p>
補助対象等	<p>耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援</p>  <p>制振ダンパー</p> <p>拡充</p> <p>耐震改修等と併せて行う省エネ改修等を補助対象に追加</p>	<p>帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援</p>  <p>防災備蓄倉庫</p>	<p>避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援</p>  <p>電気設備の設置場所の高上げ</p>
補助率	<p>民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等 地方公共団体の場合 国1/3 等</p>	<p>民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2</p>	<p>民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2</p>
事業期間	<p>令和3年度～令和5年度</p>	<p>令和3年度～令和5年度</p>	<p>令和3年度～令和5年度</p>

建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

1. 事業概要

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の、耐震診断や耐震改修・除却・建替え等に対して支援を行う

2. 事業要件

- (耐震診断・補強設計) ○ 地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
- (耐震改修等) ○ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
- 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く)
- 建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
- 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など

対象建築物	対象となる建築物の概要	補助率(民間が事業主体の場合)			
		耐震診断(※1)	補強設計	耐震改修等(※2)	
要緊急安全 確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、劇場、集会場、百貨店等) ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(小学校、老人ホーム等) ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等		国1/2 地方1/3	国1/3 地方11.5%	
要安全確認 計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	国1/2 地方1/3	国1/2 地方1/3	国2/5 地方1/3	
避難場 所等	避難所等	地域防災計画に位置づけられている(又は位置づけられることが確実な)避難所等で、10年以上活用されるものである等の要件を満たすもの	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
	上記以外の 建築物	延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育園又は地方公共団体等と災害時の活用に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、避難所、集会所、情報提供施設、給食提供施設等)	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%
沿道建 築物	緊急輸送道路	主要な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路の沿道に立地し、道路を閉塞するおそれがある等の要件を満たす建築物	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
	上記以外の 避難路	上記以外の避難路等を閉塞するおそれがある等の要件を満たす建築物・マンション	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%
その他	避難場所となるマンション、避難場所の天井・エレベーター・エスカレーター、超高層建築物、耐震改修と併せて行う省エネ化(建築物)	※1 限度額 1,050~3,670円/㎡ ※2 限度額 51,200円/㎡(建築物の場合) 除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成			

要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への支援の概要

1. 事業要件

- 「耐震化のための計画の策定」については、耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
- 「耐震改修・除却・建替」については、以下の要件を満たすこと
 - ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
 - ・耐震改修等の結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く。)
- 「建替え」については、以下の要件を満たすこと
 - ・建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - ・建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - ・地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。

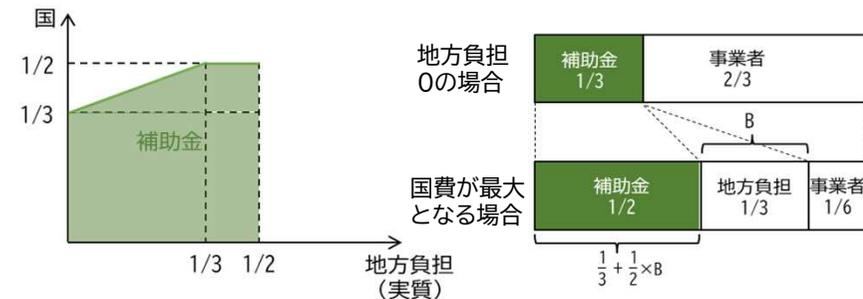
2. 補助率等

補助対象	補助率	補助対象限度額
耐震診断	—	—
耐震化のための計画の策定	<公 共> 直接:国1/2 <民間等> 直接:国1/3※2 間接:国1/2、地方1/3	限度額なし
耐震改修等※1	<公 共> 直接:国1/3 <民間等> 直接:国11.5%※2 間接:国1/3、地方11.5%	通常※3、※4、※5 51,200円/m ² 免震工法等※6 83,800円/m ² 擁壁 50,300円/m ²

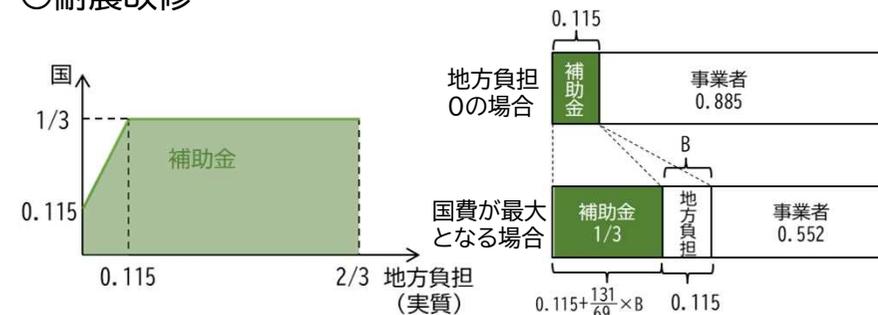
- ※1:建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分
- ※2:地方公共団体に補助制度がない場合
- ※3:併せて天井を改修する場合、避難場所等の天井の耐震化の補助対象限度額を加算
- ※4:併せて設備を改修する場合、6,620円/m²(天井改修を併せて行う場合は5,300円/m²)を加算
- ※5:Is値が0.3未満の場合は、56,300円/m²
- ※6:免震工法等特殊な工法による場合、大規模地震発生時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物で通常よりも高い耐震性を確保する場合

<国費と地方負担の関係>

○補強設計



○耐震改修



住宅・建築物の耐震改修等に係る地方財政措置

1. 起債措置及び普通交付税措置

地方公共団体が実施する耐震改修に係る地方公共団体負担額については、「令和4年度地方債同意等基準」及び「令和4年度地方債充当率」等の規定に基づき、一般会計債(公共事業等債)の起債対象(充当率:90%(本来分50%、財源対策債分40%))となっている。
そのうち財源対策債分40%の1/2が普通交付税措置される。

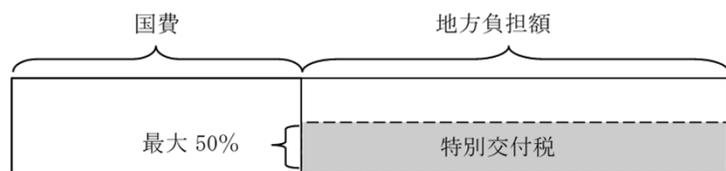
2. 特別交付税措置

耐震改修促進事業に係る地方公共団体負担額については、特別交付税に関する省令に基づき、次に示すとおり特別交付税に算入できるとなっている。

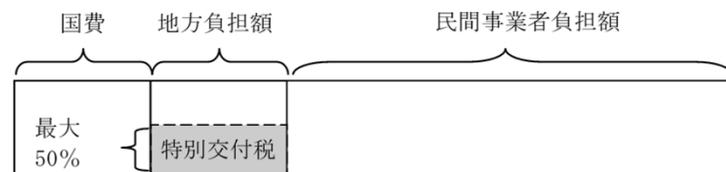
○計画策定・普及啓発、耐震診断

地方公共団体の財政力指数に応じ、地方負担額の最大50%について特別交付税に参入する。

<直接:地方公共団体が事業主体となる場合>



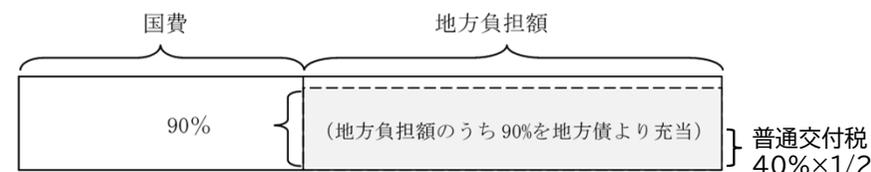
<間接:民家事業者等が事業主体となる場合>



○耐震改修

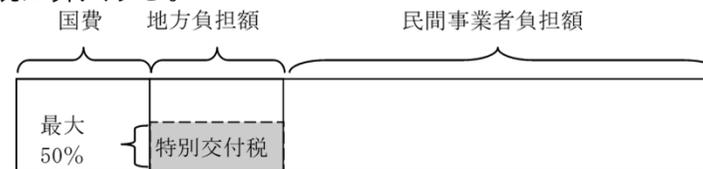
<直接:地方公共団体が事業主体となる場合>

地方負担額のうち90%を地方債より充当。そのうち財源対策債分40%の1/2を普通交付税措置。

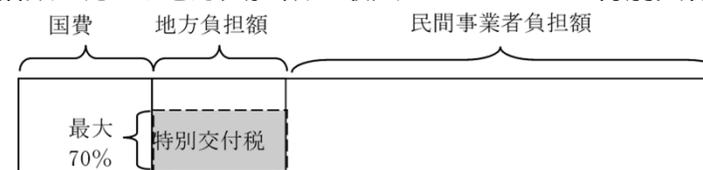


<間接:民家事業者等が事業主体となる場合>

地方公共団体の財政力指数に応じ、地方負担額の最大50%について特別交付税に算入する。



なお、耐震診断義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物のうち、都道府県が避難所等の防災拠点として指定した場合は、地方公共団体の財政力指数に応じ、地方負担額の最大70%について特別交付税に算入する。



南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

帰宅困難者への対応(一時滞在施設の確保)

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進

＜対象施設＞ 地方公共団体と帰宅困難者の受入※1に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

見直し

＜対象地域＞ 1)都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
2)国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
3)その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域

※1 100人以上の帰宅困難者を受け入れること。なお、既存建築物を活用する場合は、20人以上とする。

共通的要件

- 耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当)
- 自家用分(通常時の施設利用者分)と帰宅困難者(又は受入れ患者)分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等

補助対象

- 帰宅困難者や負傷者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備(耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。)等の整備に要する費用(掛かり増し費用)
- 災害拠点病院等のヘリポートの整備に要する費用(災害救助用の大型ヘリを整備する場合の掛かり増し費用相当分)

※原則、躯体工事を伴う整備に要する費用に限る

事業着手期限

令和6年3月31日までに着手された事業



負傷者等への対応(災害拠点病院等の整備)

大量に発生する負傷者等に対応するため、災害拠点病院等の整備を促進

＜対象施設＞

都道府県が指定する災害拠点病院及び災害拠点精神科病院

＜対象地域＞ 全国

※下線部は令和4年度予算における見直し事項

補助率

①民間事業者が整備主体の場合(国:2/3、地方:1/3)

掛かり増し費用	国 (2/3)	地方 (1/3)
	既存支援制度を活用 自家用分に係る施設・設備の整備費 ・負担割合は各支援制度による。 ・民間事業者負担あり。	

②地方公共団体が整備主体の場合(国:1/2)

掛かり増し費用	国 (1/2)	地方 (1/2)
	既存支援制度を活用 自家用分に係る施設・設備の整備費 ・負担割合は各支援制度による。	



一時避難場所整備緊急促進事業

令和4年度
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(予算額130億円)の内数

水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備に対して支援を行う。

補助要件

- 100人以上（既存建築物を活用する場合は20人以上）の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること
- 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
- 耐震性を有すること（新築の場合は耐震等級2相当）
- 通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること
- 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること
 - ・基礎事業^(※)として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・事業の整備前に基礎事業^(※)として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの

※ 自家用分（通常在館者分）に係る施設・設備の整備費

事業着手期限

令和6年3月31日までに着手された事業

対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等



補助対象事業費

避難者を受け入れるために付加的に必要な、下記の整備に要する費用（掛かり増し費用）

○受入スペース



○防災備蓄倉庫



○受入関連施設（非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等）



耐震性貯水槽



非常用発電機



マンホールトイレ



止水板

補助率

①民間事業者が整備主体の場合
（国：2/3、地方：1/3）

②地方公共団体が整備主体の場合
（国：1/2）

掛かり増し
費用

国
(2/3) 地方
(1/3)

既存支援制度
を活用

自家用分に係
る施設・設備の
整備費

・負担割合は各支
援制度による。

掛かり増し
費用

国
(1/2) 地方
(1/2)

既存支援制度
を活用

自家用分に係
る施設・設備の
整備費

・負担割合は各支
援制度による。